

和歌山市「乳幼児健康診査のお知らせ」封筒関係広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山市広告の掲載等に関する要綱第5条の規定に基づき、和歌山市「乳幼児健康診査のお知らせ」封筒関係における広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告対象)

第2条 広告掲載の対象は、和歌山市保健センターにおいて実施する「乳幼児健康診査のお知らせ」封筒に掲載する。

(広告の範囲)

第3条 広告の内容が和歌山市広告の掲載等に関する要綱第3条別表のいずれかに該当するときは、掲載しないものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 「乳幼児健康診査のお知らせ」封筒の裏面
- (2) 枠 数 1枠
- (3) 規 格 縦10cm×横17cm以内
- (4) 広告の色 1色刷
- (5) 掲載期間 12月間

(公募による募集)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、公募の方法により行うものとする。

2 前項の規定による公募は、市の広報紙への掲載若しくはホームページ又はその両方で行う。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みは、「乳幼児健康診査のお知らせ」封筒広告掲載申込書（別記様式第1号）及び誓約書兼同意書（別記様式第2号）により行うものとする。

(広告掲載料の最低募集価格)

第7条 市長は、広告掲載料の最低募集価格を設けることができる。

2 前項の最低募集価格を儲けたときは、第5条第2項の規定に基づき、周知するものとする。

(広告主の選定)

第8条 市長は、広告掲載希望者及び広告内容が、「乳幼児健康診査のお知らせ」封筒に掲載するに当たり適当であると認められる者のうち、広告申込額が最も高いもの（次項において「候補者」という。）を広告主として選定する。

2 候補者が2者以上のときは、くじにより決定する。

(広告主への通知)

第9条 市長は、広告主を決定したときは、広告掲載決定通知書（別記様式第3号）により広告主に通知する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別記様式第1号様式（第6条関係）

「乳幼児健康診査のお知らせ」封筒広告掲載等申込書

（宛先）和歌山市長

「乳幼児健康診査のお知らせ」封筒に広告を掲載等したいので申し込みます。

申 込 年 月 日	
申 込 者 所 在 地	〒 ー
名 称	
代 表 者 職 氏 名	
連 絡 先 電 話 番 号	
担 当 者 部 署	
担 当 者 氏 名	
申 込 額	申 込 額 円 消費税及び地方消費税相当額 円 合 計 円
広 告 の 内 容	

（添付書類）和歌山市税の完納証明書（和歌山市に納税義務のある申込者）

和歌山市税の納付状況調査承諾書（和歌山市に納税義務のない申込者）

- （注）1 広告の内容は、イメージアップ広告など、その内容を記入してください。また、広告デザインの案を添付してください。
- 2 広告掲載等決定後に広告の内容を変更することは可能ですが、その内容について事前に承認を得てください。
- 3 広告の内容が、掲載等広告としてふさわしくない場合には、内容の変更を依頼することがあります。
- 4 なお、変更の依頼に従っていただけない場合には、広告掲載等をお断りすることがあります。
- 5 申込みいただいた広告の採否については、文書にて通知します。

別記様式第2号（第6条関係）

誓約書兼同意書

令和 年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所又は所在地

法人又は団体名

代 表 者 名

私は、和歌山市へ広告の掲載等を申し込むに当たり、和歌山市広告の掲載等に関する要綱第3条第2号を満たすものであることを誓約します。

この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることがあった場合は、一切の異議を申し立てません。

また、誓約内容を確認するため、和歌山市が関係各機関に照会を行うことについて同意します。

別記様式第3号（第9条関係）

広告掲載等決定通知書

（ 所 在 地 ）
（ 名 称 ） 様

和歌山市長



年 月 日付けで申込みのありました広告掲載等について、（申込者名）の広告を掲載等することに決定しましたので通知します。

なお、提出された広告の内容（デザイン、字を含む。）を変更したい場合は、事前に承認が必要となります。

和歌山市税の納付状況調査承諾書

和歌山市広告掲載に伴い、和歌山市税完納証明を添付できないため、和歌山市税の納付状況を調査することを承諾します。

令和 年 月 日

和歌山市長 様

申込者（広告主等） 所在地
名称
代表者氏名

広告主 所在地
名称
代表者氏名

※ 申込者と広告主が同一の場合は、申込者のみ記入してください。

和歌山市「乳幼児健康診査のお知らせ」封筒関係事業広告掲載案内

1 広告の対象

和歌山市保健センターにおいて実施する「乳幼児健康診査のお知らせ」封筒

2 広告の掲載期間及び回数

2023年5月健診分から2024年4月健診分までの計12回分

3 広告の配布部数 約12,000通

- (1) 「4か月児健康診査」 月平均約250通／12回＝3,000通
- (2) 「10か月児健康診査」 月平均約250通／12回＝3,000通
- (3) 「1歳6か月児健康診査」 月平均約250通／12回＝3,000通
- (4) 「3歳児健康診査」 月平均約250通／12回＝3,000通

4 広告の掲載場所

- (1) 「乳幼児健康診査のお知らせ」封筒の裏面で、和歌山市が指定した場所とする。
- (2) 広告の大きさは、タテ10cm、ヨコ17cmとする

5 広告の色

1色刷り

6 申込方法

別紙申込書に記入の上、掲載しようとする広告デザイン案を添えて、2023年2月10日までに提出してください。

7 広告主の決定

広告掲載希望者及び広告内容が、適当であると認められる者のうち、申込額が最も高いもので、2者以上のときはくじにより決定します。

8 最低募集価格

32,000円

9 その他

「和歌山市広告の掲載等に関する要綱」のとおり